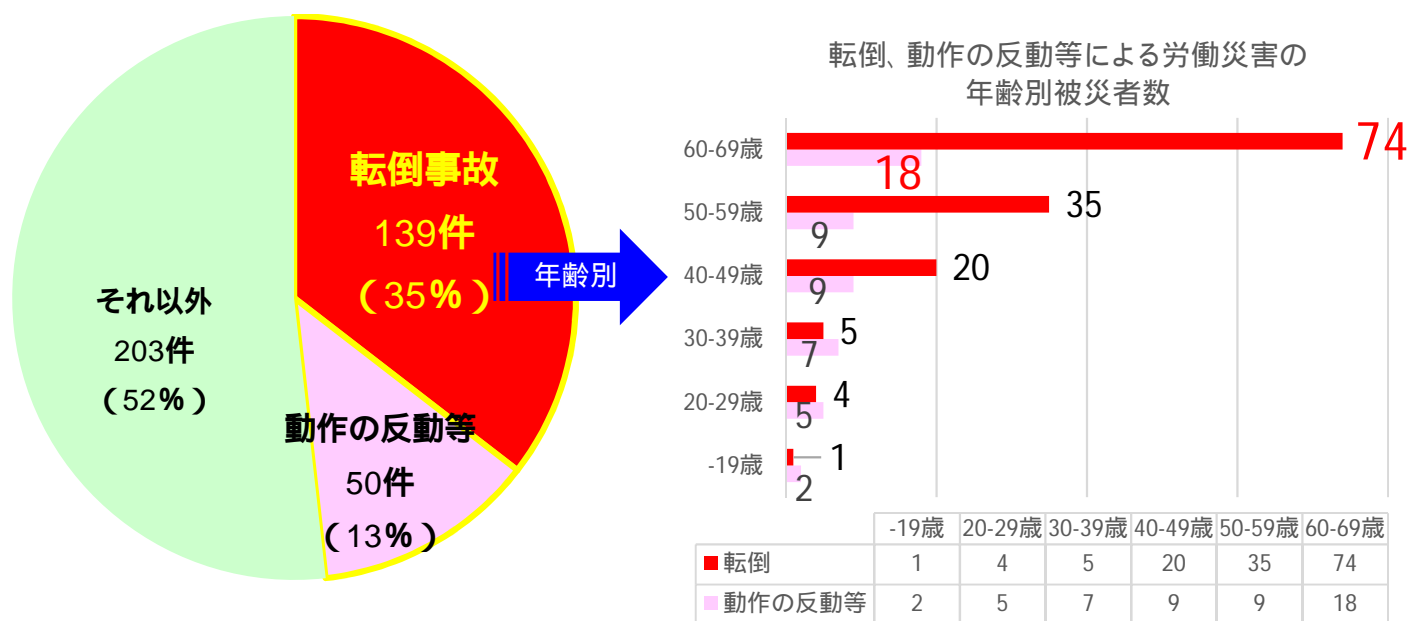


第三次産業で働く方の労働災害防止のため

ストップ 労働災害!

働く高年齢者の特性に配慮した
エイジフレンドリーな職場づくりを進めて
労働災害防止に努めましょう

第三次産業における労働災害発生状況（下松労働基準監督署管内、平成28年～令和3年8月）



傷病事例

番号	休業見込期間	年齢(当時)	業種	被災状況
1	5ヶ月	70代	卸売業	徒歩で猫の侵入防止ネットを通過中に転倒し、背骨の一部を圧迫骨折した。
2	3ヶ月	70代	医療業	患者の洗濯物を移動中に転倒し、しばらくたっても痛みが治まらず病院を受診したところ、骨盤部の骨折していた。
3	3ヶ月	60代	小売業	バックヤードから荷物を持って急いで出ようとしたところ、カート(台車)を運んでいた業者にぶつかり転倒し、腰部を骨折した。
4	3ヶ月	50代	清掃業	床面の洗浄作業エリアに入ってしまう、濡れている床面で滑って転倒し、咄嗟についた左手首を骨折した。
5	2ヶ月	50代	社会福祉施設	利用者のトイレ介助において、利用者に膝折れがあり、咄嗟に支えようとして腰に強い負荷がかかり、立てないほどの強い痛みを感じた(椎間板損傷)。

高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインを参考に、職場環境の改善に取り組み、転倒災害をはじめとした労働災害の防止に努めましょう。

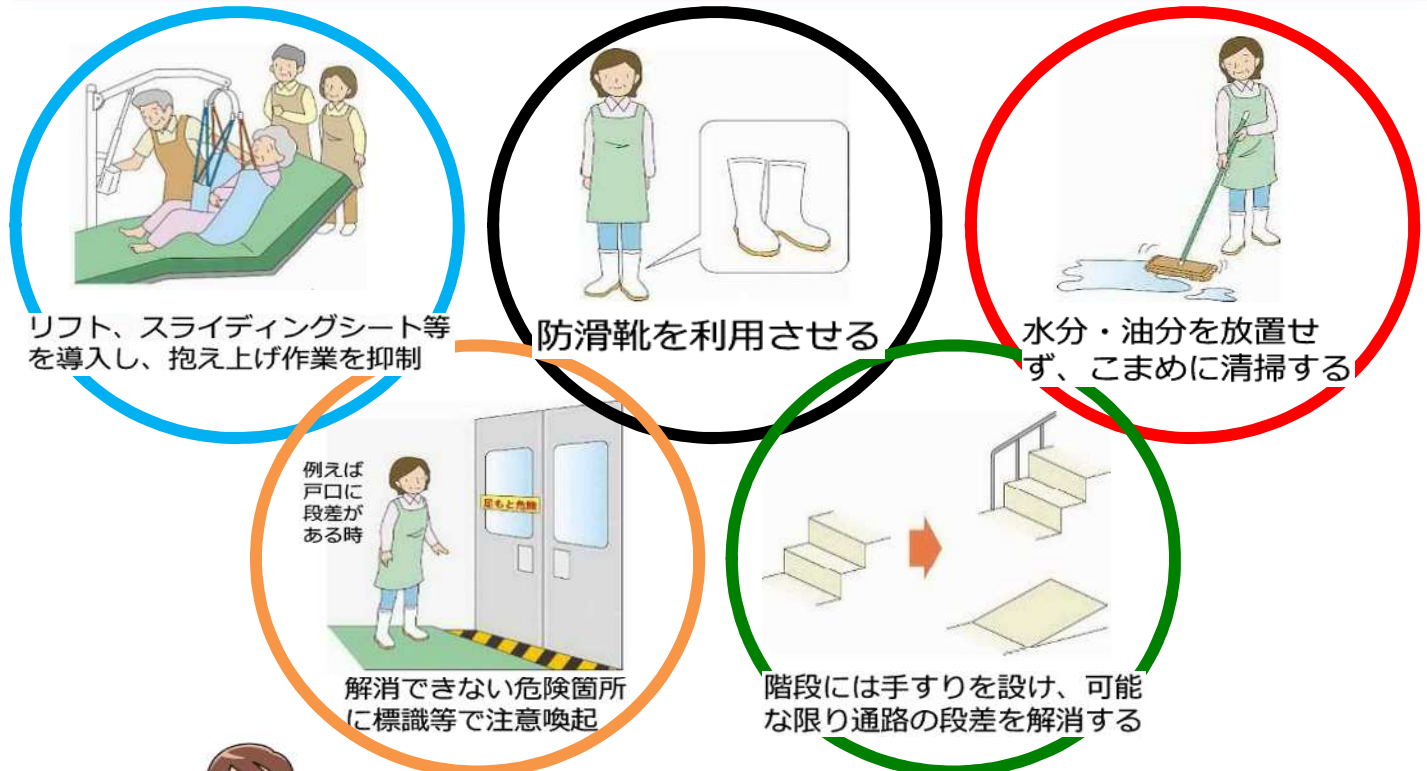
厚生労働省のHP（ガイドライン、助成金の案内等の高年齢労働者の安全衛生対策関係）はこちら
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html

高齢労働者の体力の状況の把握

- ☑ 事業者、高齢労働者の双方が、体力の状況を客観的に把握します。
例えば、厚生労働省作成の「転倒リスク評価セルフチェック票」等を活用する方法があります。
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anken/101006-1.html>
- ☑ 事業者は、把握した体力の状況にあった作業に従事させましょう（業務とのマッチング）
- ☑ 高齢労働者は、体力の状況にあわせて、身体機能の維持向上に取り組みましょう。

✓ 高齢労働者の労働災害の防止へ

労働災害の防止にもつなげる高齢者の特性に配慮した職場環境の改善例



この補助金についてのお問い合わせは、

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
エイジフレンドリー補助金事務センター

受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00（土日祝休み）

（8月10日～13日（夏季休暇）、12月28日～1月4日（年末年始）を除く。）

◎ホームページに、交付規程、申請書様式などを掲載していますので、ご確認をお願いします。

<https://www.jashcon-age.or.jp>



送付先

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階
申請関係 または 支払関係

申請関係

☎ 03-6381-7507 📠 03-6381-7508
✉ af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

支払関係

☎ 03-6809-4085 📠 03-6809-4086
✉ af-shiharai@jashcon.or.jp

※申請関係、支払関係のお問合せ先が異なりますのでご注意ください。